

一般粉じん発生施設一覧及び管理基準(大気汚染防止法)

つくば市環境保全課

施設の種類	施設の規模	構造・使用・管理基準	
1. コークス炉	原料処理能力が一日当たり50 t以上であること。	1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するほか、装炭車にフード及び集じん機を設置、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及びフードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただしガイド車、又はこれの走行する炉床の強度が小さいこと、又は軌条の幅が狭い等の理由により、ガイド車にフードの設置が困難なときは防じんカバー等を設置して行うこと。 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。	
2. 鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000 m ² 以上であること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石を堆積する場合は、右の各号のいずれかが行われていること。	1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置。 2. 散水設備によって散水。 3. 防じんカバーで覆われていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固め。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置。
3. ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75 cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03 m ³ 以上であること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、右の各号のいずれかが行われていること。	1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置。 2. コンベア積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に次の3. 又は4. の措置。 3. 散水設備によって散水。 4. 防じんカバーで覆われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置。
4. 破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75 kW以上であること。	右の各号のいずれかが行われていること。	1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置。 2. フード及び集じん機の設置。 3. 散水設備によって散水。 4. 防じんカバーで覆われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置。
5. ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15 kW以上であること。		